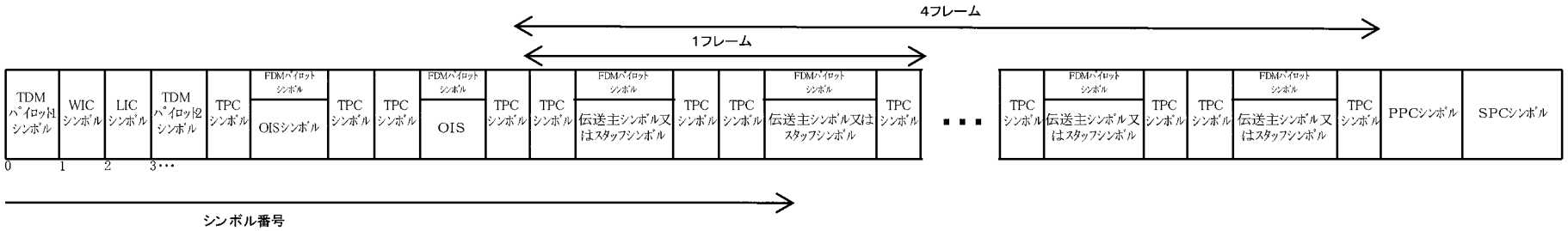
別表第三十五号　スーパーフレームにおける各シンボルの配置（第37条第２項関係）



注１　スーパーフレームを構成するシンボル（ＴＤＭパイロット１シンボルを除く。)は、割り当てられたスロット（500変調シンボルの集合をいう。以下この表から別表第四十四号までにおいて同じ。）により、別記１に示すとおりサブキャリアに割り当てられるものとする。

２　ＴＤＭパイロット１シンボルは、共通サブキャリア総数により別記２に示すとおりサブキャリアに割り当てられるものとする。

３　ＰＰＣシンボルは、省略してもよい。

４　スーパーフレームの長さは、１秒とする。